

だい かい ぜんこくて いくせいかいれんごうかい
第4回 全国手をつなぐ育成会連合会

ぜんこくたいかい ほっかいどう さっぽろたいかい
全国大会 北海道 札幌大会

だい かい さっぽろたいかいほんにんたいかいけつぎぶん
第23回 札幌大会本人大会決議文

けつぎぶん いぎ いみ
<決議文の意義(する意味)>

この決議文は、1995年 旭川大会より 大会に参加した本人同士が話し合っはな あて作成さくせいしているものです。

「～すること。」の「こと」を聞く人によっては、きつく受け取う とってしまうかもしれない。

けれど、私わたしたちは、表現ひょうげんが難むずかしい中なかで、自分じぶんの思おもいを伝つたえる機き会かいが少すくなく、奪うばわれてきました。障しょう害がい者しゃ権けん利り条じょう約やく第21条に「私わたしたちには自分じぶんが伝つたえたい方法ほうほうで自分じぶんの気き持もちや考かんがえを伝つたえる権けん利りが有あります。」と書かかれています。伝つたえきれない仲なか間まが有あることを考かんがえ、文もん字じに自じ分ぶんたちの要よう求きゅうが伝つたわるようように、正ただしい情じょう報ほうとなるようように、決けつ議ぎ文ぶんを作つくり、伝つたえ続つづけています。

「私わたしたちに関かん係けいするこことを決きめる時ときは、必かならず私わたしたちの意い見けんを聞きいて決きめるここと！」「虐ぎゃく待たい、人じん権けん侵しん害がいをみのが見み逃のがさないで！」「困こまった時ときは互たがいさま！」という気き持もちを大だい事じにして、全ぜん国こくの仲なか間またちと力ちからを合あわせて活かつ動どうしていきたい。

もと つぎ じこう じつげん つよ ようきゆう
このことを基として、次の事項の実現を強く要求します。

1. 私たちに関することを決めるときは、必ず私たちをまじえてきめること。

2. 次の事項を早急に解決すること。

- (1) 療育手帳のサイズ、デザインを全国共通のものにすること。
- (2) 全国、全道、各地の手をつなぐ育成会に必ず本人理事を入れること。
- (3) 自立支援医療の対象となっていない人(3割負担の人)の医療費の自己負担を1割にすること。
- (4) 全国どこへ行っても全ての障がい者が交通機関のサービスを同じように使えるようにすること。

3. 福祉サービスのことはや説明の仕方をわかりやすくすること。

4. 私たちが「いきいき」「のびのび」「ゆうゆう」と暮らせるために、適切な支援を受けられるようにすること。

- (1) 地域で暮らすために、必要な人には、24時間365日ホームヘルパーの支援を受けられるようにすること。
- (2) グループホームで安心して暮らせるような体制や建物にすること。
- (3) どこに住んでいても、必要で適切な福祉サービスを受ける権利を保障し、地域格差をなくすこと。
- (4) 一人暮らしの人が、いつでも安心して相談を受けられるようにすること。
- (5) 各地域に障がいのある人が気軽に相談できるピア・サポーター(常設)を置くこと。将来的に男女一人ずつ置くこと。
- (6) 全国の仲間と交流して各地に本人活動やピア・カウンセリング活動を広げるために、各地域に連絡協議会をつくろう。そのための支援が必要。
- (7) 障がい者の高齢化にともない、介護サービスの充実をはかること。
- (8) 支援する人を増やしてほしい。

5. 私たちが暮らせるだけの就労とお金を保障すること。

- (1) 年金が無い人には、年金がもらえるようにすること。
- (2) 職場で働く人の最低賃金をあげること。
- (3) 福祉的就労で働く人の工賃をあげること。
- (4) 国や行政は、お金(所得)の保障に責任をもち、生活をしっかりと支えること。

- (5) 働くときに、仕事をわかりやすく説明してくれる支援者を必要に応じてつけること。
- (6) 働く人が相談できる相談員を必ずつけること。
- (7) 就労継続A型、就労移行支援について、年齢制限をつくらないこと。

6. 災害のときや日常生活でも、障がいのことを理解し、本人の障がいに応じた対応(合理的配慮)をおこなっていくこと。

- (1) 火災や災害から私たちを守るために、防火防災対策をしっかりと立てると共に、災害が起きた時を想定して避難場所がわかるようにすること。
- (2) 国や行政は、私たちの安全の保障に責任をもつこと。
- (3) ハザードマップ(自然災害を予測する地図)を自宅に届けると共に、私たちに説明すること。
- (4) 地震や津波などの災害に対する避難体制を整えること。

7. 日本が「障害者の権利条約」を受け入れました。(批准しました。)
「障害者差別解消法」が平成28年4月から始まりました。「障害者虐待防止法」も見直す必要があります。

よりよいものに変えられるように、当事者の意見を聞くこと。

- (1) 年金の横領や給料の未払いが札幌で起きた。全国でもいじめや虐待、差別がおきている。私たちの権利を守ること。
- (2) 「障害者総合支援法」や「障害者基本法」で使われている「可能な限り」という表現をやめ、サービスが必要な人が必要なだけ使えるようにすること。そして、孤独死などの事件を繰り返さないこと。
- (3) 私たちは、「恋愛」「結婚」「出産」をする権利がある人間であり、そのことを社会全体が理解し、そして守ること。
- (4) 「障害者権利条約」と「各地域の条例」「障害者差別解消法」など、自分達に関係する難しい約束ごとを社会全体に分かりやすく知らせること。
- (5) 障がいが重くても軽くても、同じ人間として見ること。

8. 「共に学ぶ教育」の実現

- (1) 障がいがあっても、すべての子どもが地域の学校で義務教育を受ける権利を保障し、ともに学ぶ体制を整備すること。
- (2) 高校などへの進路について、自分たちの意見を聴くこと。

2017年9月24日

だい かい ぜんこくて
第4回 全国手をつなぐ育成会連合会 全国大会 北海道 札幌大会

だい かい ほんにんたいかいほっかいどう さっぽろたいかい さんかしゃ めい けつぎ
第23回 本人大会北海道 札幌大会 参加者600名の決議